

県の入札参加停止措置

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事等の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、本県は、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項及び物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準第2条の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。(1件1社)

(1) 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号、及び物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準第2条第7号(いずれも、不正又は不誠実な行為)に該当する。

(2) 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社クボタ	1か月
代表者氏名	代表取締役 木股 昌俊	
住所	大阪府大阪市浪速区敷津東1-2-47	
営業種目	建設工事、管工事資材、自動車及び付属品、産業用機械器具	

(3) 入札参加停止の理由

広島県尾道市内の汚泥処理設備工事現場において、平成30年12月20日、安全管理措置を怠ったために作業員を負傷させる工事事故を発生させたとして、上記事業者の従業員が労働安全衛生法違反により起訴され、令和元年9月25日、岡山簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

(4) 停止期間の始期及び終期

令和2年1月8日から令和2年2月7日まで

(参考)

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	1か月以上9か月以内

物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準第2条第7号

措置要件	措置期間
業務に関し法令に違反し、又は不正若しくは不誠実な行為をしたために、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内